

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 4月27日

【会社名】 イビデン株式会社

【英訳名】 IBIDEN CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 竹中 裕紀

【本店の所在の場所】 岐阜県大垣市神田町 2丁目 1番地

【電話番号】 0584(81)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画本部 財務部長 佐野 尚

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内 2丁目 4番 1号 丸の内ビル29階

【電話番号】 03(3213)7322(代表)

【事務連絡者氏名】 東京支店長 辻 広幸

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 11,999,932,200円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 イビデン株式会社 東京支店
(東京都千代田区丸の内 2丁目 4番 1号 丸の内ビル29階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄 3丁目 8番20号)
(注) 上記のイビデン株式会社東京支店は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供していません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,825,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成29年4月27日(木)開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
3. 本自己株式処分に關連して、平成29年4月27日に当社と株式会社デンソー(以下「デンソー」という。)との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」という。)を締結します。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	6,825,900株	11,999,932,200	
一般募集			
計(総発行株式)	6,825,900株	11,999,932,200	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額の総額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,758		100株	平成29年5月16日(火)		平成29年5月17日(水)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、上記申込期間内に当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
4. 申込期間内に、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
イビデン株式会社 本社	岐阜県大垣市神田町2丁目1番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦2丁目18番地24

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
11,999,932,200	110,000,000	11,889,932,200

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、主にアドバイザー手数料(約100百万円)、弁護士報酬及び有価証券届出書作成費用等(約10百万円)です。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、割当予定先であるデンソーとの業務提携(以下「本業務提携」という。)の実効性を高めること、及び長期的なパートナーシップを構築することを目的としており、上記差引手取概算額の使途は、次のとおり本業務提携に係る研究開発資金に充当することを予定しております。

なお、実際の支出時期までは安全性の高い決済性預金にて運用していく予定であります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
自動車機能製品の研究開発資金	6,500,000,000円	平成29年5月～平成33年4月
将来モビリティ製品の研究開発資金	4,000,000,000円	平成29年5月～平成33年4月
その他次世代製品の研究開発資金	1,389,932,200円	平成29年5月～平成33年4月

主に自動車排気系を中心とした機能製品の研究開発に係る資金

次世代自動車(注1)向けの制御系製品の研究開発に係る資金

車載デバイス(自動運転機能、インフォテインメント機能(注2)機器)向け電子基板及びその他自動車部材の研究開発に係る資金

注1) 次世代自動車：窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。具体的には、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等のこと。

注2) インフォテインメント機能：ナビゲーション・車両情報・オーディオ・インターネット接続を統合した機能

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

名称	株式会社デンソー
本店の所在地	愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度 第93期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月21日関東財務局長に提出</p> <p>有価証券報告書の訂正報告書 事業年度 第93期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成29年4月21日関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第94期第1四半期 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月12日関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第94期第2四半期 (自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月11日関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第94期第3四半期 (自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日) 平成29年2月13日関東財務局長に提出</p>

b . 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している 割当予定先の株式の数 (平成29年3月31日時点)	割当予定先普通株式590,000株(発行済株式総数の0.07%)を保有しております。
	割当予定先が保有している 当社の株式の数 (平成29年3月31日時点)	当社普通株式887,000株(発行済株式総数の0.63%)を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

c. 割当予定先の選定理由

当社は、『私たちは、人と地球環境を大切にし、革新的な技術で、豊かな社会の発展に貢献します。』という企業理念のもと、「電子事業」、「セラミック事業」及び電力事業と国内関係会社事業で構成される「その他事業」の3つのセグメントの事業を営んでおります。

当社の電子事業におきましては、これまでパソコン・スマートフォン向けのパッケージ基板及びスマートフォン向けのマザーボードにおいて、微細配線技術・高多層化技術を武器に、世界的にシェアを拡大してまいりました。しかしながら、近年においては、これまで当社が主力市場と位置付けていたパソコン市場の低迷の継続とハイエンドスマートフォン市場の減速傾向が顕著となったことにより、事業の構造改革と競争力強化に向けた取組みを実施すると共に、新たな成長市場として「IoT」、「車載(車載デバイス向け電子部品)」及び「データセンター」市場を位置づけ、パソコン及びスマートフォン向け電子部品で培った技術をベースに、新規顧客の開拓及び拡販に努めております。

セラミック事業におきましては、欧州を中心としたディーゼル乗用車向けのディーゼルパーティキュレートフィルター(DPF)を主力に、世界的な自動車排ガス規制強化の流れに伴い、バス・トラック・建機等のヘビーデューティ向けDPFの拡販に努めております。また、触媒担体保持・シール材やディーゼル車向け選択式還元触媒(SCR)と合わせて、産業用定置式触媒の開発及び拡販も進めており、DPFと合わせて、自動車を中心とした排ガス処理システム市場において、世界的に一定のシェアを確保しております。更には、これまで培ってきたセラミック技術をベースに、新たな事業拡大を目指し、新用途(次世代自動車・航空・発電等)向けの製品開発及び拡販に努めております。

このような中、当社は、中長期での安定成長に向け、既存の「電子事業」、「セラミック事業」及び「その他事業」に続く新たな事業の柱の構築のため、新製品の開発加速と早期上市に向け、「自動車機能製品開発センター」、「将来モビリティ製品開発センター」、「先進セラミック開発センター」及び「バイオマテリアル製品開発センター」を2017年度より発足させると共に、研究開発費用も増額する計画です。特に、「自動車機能製品開発センター」及び「将来モビリティ製品開発センター」については、自動車部品業界の深い知見と実績が豊富な良きパートナーと共同研究開発を実施することで、早期上市及び開発製品の拡販が可能になると考えております。

一方で、デンソーは、国内及び海外にて長年に亘り自動車部品分野で事業を展開し、自動車メーカーをはじめ、多くの取引先から高い信頼を得、自動車部品世界シェアのトップクラスの地位を確立しています(出典：マークライنز株式会社“2015年度サプライヤー売上高ランキング”マークライنز自動車産業ポータルプレスリリース2016年6月29日)。のみならず、近年の自動車業界における環境規制対応の強化や自動運転の実用化に向け、リーディングカンパニーとなるべく、積極的に新たな技術の開発・革新に努めています。

今般、両社が業務を提携することで両社グループの技術力を融合し、自動車を中心とした環境規制の更なる強化及び次世代自動車に対応した「自動車機能製品」、「将来モビリティ製品」及び「その他次世代製品」において、高度かつ新規な技術・ノウハウを創出し、革新と新たな価値創造を提供できるとの判断のもと、業務提携に合意いたしました。

具体的な共同研究開発の内容としまして、主に自動車排気系を中心とした「自動車機能製品」領域においては、ガソリンエンジンやディーゼルエンジン、HV、PHVなど多様化する内燃機関において、当社の強みである高性能なセラミック材料と、デンソーの強みである吸気、点火、排気全ての過程で製品を開発・提供していることによるシステム目線での製品開発力を生かし、シナジーを創出することで、高性能かつ、シンプルで低コストな排気システムの開発を行います。同様に、多様化するパワートレインに対応するため、次世代自動車向けの「将来モビリティ製品」領域においても、新たな価値の創出を目指し協業を検討していきます。併せて、「その他次世代製品」においても協業を検討していきます。

また、両社は、業務提携に関わる協議の過程で、業務提携の効果を最大にするためには、デンソーが当社の一定数の株式を保有し、長期的なパートナーシップを構築することが重要であると判断し、業務提携と合わせて、資本提携を実施することといたしました。その方法については、この資本提携が業務提携と一体として実施されるものであり、迅速かつ確実に実施することが求められることに加え、金庫株として保有している自己株式(発行済株式総数に対する割合5.52%)を有効活用するという観点から、第三者割当による自己株式の処分が最善の方法であると判断致しました。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 6,825,900株

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、本自己株式処分により取得する株式について、中長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。

また、当社は、割当予定先から、払込期日から2年間において、割当予定先が本自己株式処分により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、本株式の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、割当予定先の四半期報告書(第94期第3四半期)に記載されている連結財務諸表により、割当予定先がかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認していることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書等において公表している株式会社東京証券取引所市場第一部の上場会社であります。

また、当社は割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書(平成28年11月18日付)において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断している旨を記載していることを確認しております。以上のことから、当社は割当予定先及びその役員又は経営に実質的に関与するものが反社会的勢力と一切関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

処分価額は、本自己株式処分に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」という。)の直前営業日(平成29年4月26日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値1,776円を基準とし、かかる値から1.00%のディスカウントである1,758円(円未満四捨五入)といたしました。

当該処分価額は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間(平成29年3月27日から平成29年4月26日まで)の終値の平均値である1,677円(円未満四捨五入)に対しては4.83%のプレミアム、同直前3ヶ月間(平成29年1月27日から平成29年4月26日まで)の終値の平均値である1,758円(円未満四捨五入)に対しては同額、同直前6ヶ月間(平成28年10月27日から平成29年4月26日まで)の終値の平均値である1,661円(円未満四捨五入)に対しては5.84%のプレミアムとなります。

本取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしましたのは、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき合理的な価格であると考えたためです。さらに、当社が平成29年4月20日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表したことによる当社株価の変動、本自己株式処分により生じる希薄化、及び割当予定先との本資本業務提携の推進による中長期的な企業価値等を総合的に勘案し、割当予定先と協議の上、1.00%のディスカウントとすることを決定いたしました。

かかる考え方により算出される処分価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、本自己株式処分に係る取締役会には当社監査役3名(うち社外監査役1名)が出席しており、その全員が当該処分価額の算定根拠には合理性があり、かつ上記指針に準拠するものであることから、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により、割当予定先に対して割当てる株式数は6,825,900株であり、本自己株式処分前の当社普通株式の発行済株式総数140,860,557株(平成29年3月31日現在)の4.85%(議決権総数1,329,786個に対する割合5.13%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社といたしましては、本資本業務提携及び本自己株式処分により、デンソーとの関係を深化させ、相互協力の下、自動車を中心とした環境規制の更なる強化及び次世代自動車に対応した「自動車機能製品」「将来モビリティ製品」及び「それらに関する次世代製品」の開発及びこれらの事業強化を果たすことができることから、当社グループの企業価値の向上に資するものであり、最終的に既存株主の利益向上に繋がるものと考え、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTOS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 カストディ業務 部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT,UK (東京都中央区日本橋3丁目 11番地1号)	9,137	6.87%	9,137	6.54%
株式会社デンソー	愛知県刈谷市昭和町1丁目1 番地	887	0.67%	7,712	5.52%
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番 地11号	6,531	4.91%	6,531	4.67%
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番 地3号	6,296	4.73%	6,296	4.50%
株式会社豊田自動織機	愛知県刈谷市豊田町2丁目1 番地	6,221	4.68%	6,221	4.45%
ノーザン トラスト カンパ ニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エ グゼンプテド ペンション ファンズ (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 カストディ業務 部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目 11番地1号)	5,593	4.21%	5,593	4.00%
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町8丁目26 番地	4,130	3.11%	4,130	2.95%
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町3丁目98番 地	4,120	3.10%	4,120	2.95%
イビデン協力会社持株会	岐阜県大垣市神田町2丁目1 番地	3,558	2.68%	3,558	2.55%
ノーザン トラスト カンパ ニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリー ティー (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 カストディ業務 部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目 11番地1号)	3,262	2.45%	3,262	2.33%
イビデン社員持株会	岐阜県大垣市神田町2丁目1 番地	2,804	2.11%	2,804	2.01%
計		52,543	39.51%	59,369	42.47%

(注) 1. 平成29年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。

3. 上記の他、平成29年3月31日現在7,780,695株を自己株式として所有しております。

4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成29年3月31日現在の総議決権数(1,329,786個)に本自己株式処分により増加する議決権数(68,259個)を加えた数(1,398,045個)で除して算出した数値であります。

5. 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 6,531千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 6,296千株

6. 平成28年7月7日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ジーエルジー パートナース エルピー及びその共同保有者であるジーエルジー パートナース ユーケー リミテッドが平成28年6月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として平成29年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株式の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ジーエルジー パートナース エルピー	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 5 エイチビー、ワン・カーゾン・スト リート	2,820	2.00
ジーエルジー パートナ ース ユーケー リミテッド	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 5 エイチビー、ワン・カーゾン・スト リート	2,800	1.99

7. 平成28年7月27日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーが平成28年7月25日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として平成29年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株式の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
シルチェスター・インターナ ショナル・インベスターズ・ エルエルピー	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6 ティーエル、ブルトン ストリート 1、タイム アンド ライフ ビル5階	20,074	14.25

8. 平成28年8月4日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ジーエルジー パートナース ユーケー リミテッド及びその共同保有者であるジーエルジー パートナース エルピーが平成28年6月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として平成29年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株式の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ジーエルジー パートナ ース ユーケー リミテッド	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 5 エイチビー、ワン・カーゾン・スト リート	2,800	1.99
ジーエルジー パートナース エルピー	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 5 エイチビー、ワン・カーゾン・スト リート	2,820	2.00

9. 平成28年8月19日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、プラチナム・インベストメント・マネージメント・リミテッドが平成28年8月12日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として平成29年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株式の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
プラチナム・インベストメン ト・マネージメント・リミ テッド	Level 8, 7 Macquarie Place, Sydney NSW 2000, Australia	6,033	4.28

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第163期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)平成28年6月17日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第164期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)平成28年8月10日 関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第164期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)平成28年11月14日 関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第164期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)平成29年2月8日 関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年4月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月20日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年4月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年11月22日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年4月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成29年2月6日に関東財務局長に提出

8 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年4月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成29年4月20日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年4月27日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には上述以外にも将来に関する事項を記載した箇所が含まれており、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成29年4月27日)現在においてもその判断に変更はありませんが、不確実性を内包するため、実際の結果とは異なる可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

イビデン株式会社 本店

(岐阜県大垣市神田町2丁目1番地)

イビデン株式会社 東京支店

(東京都千代田区丸の内2丁目4番1号 丸の内ビル29階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

(注) 上記のイビデン株式会社東京支店は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。